

令和2年5月27日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改訂表】2020年対策 読めばわかる！社労士テキスト

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2020年対策 読めばわかる！社労士テキスト（2019年8月26日 第3版発行）

ISBN 978-4-86486-679-8

第1部 労働関係科目				
科目	ページ	該当箇所	改正前	改正後
労基	91	<u>3年間の起算日</u>	賃金台帳、賃金その他労働関係に関する書類について、 <u>労基別紙1</u> に変更をお願いします。	
	91	②付加金の支払	(違反があったときから2年以内に請求すること)	(違反があったときから <u>3年</u> 以内に請求すること)
	92	③時効	<u>労基別紙2</u> に変更をお願いします。	
	94	ポイントチェック(択一式対策)	⑩の問題及び解答	<u>削除</u>
	94	ポイントチェック(選択式対策Cの解答)	2年	<u>3年</u>
労災	187	①自動変更対象額(最低保障額)	平成30年8月1日以後の自動変更対象額は、3,950円とする。	令和元年8月1日以後の自動変更対象額は、3,970円とする。
	189	<u>年齢階層別の最低・最高限度額</u>	<u>労災別紙1</u> に変更をお願いします。	
	175	①介護補償給付・介護給付	支給額の上限、最低保障額について、 <u>労災別紙2</u> をご確認ください。	

雇用	232	③賃金日額 の上限額・ 下限額	雇用別紙1に変更をお願いします。	
	233	④基本手当 の日額	雇用別紙2に変更をお願いします。	
		⑤基本手当 の減額	1,295円	1,306円
	272	(3)支給申 請手続・支 給額(支給 申請手続)	支給要件期間が3年以上であるもの	支給要件期間が3年以上(初回1年以上) であるもの
	276	b 支給限 度額	約350,000円	363,344円
	290	追加	雇用別紙3の追加をお願いします。	
	214	①目的	雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。	雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。
	214	失業等給付 の範囲	雇用別紙4に変更をお願いします。 また、雇用継続給付は雇用別紙5に変更されます。	
	214	サイド※1	削除	
	221	ポイントチ ェック(選 択式対策)	削除	
	287 288	①未支給の 失業等給付 ②返還命令 等 ③受給権の 保護・公課 の禁止	これらの規定について、育児休業給付について準用するものとされました。	
	289	(2)保険給 付費等	雇用別紙6に変更をお願いします。	
	289	読めばわか る	削除	
	291 292	①不服申立 て ②時効 ③罰則	失業等給付	失業等給付等
徴収	332	追加	徴収別紙1の追加をお願いします。	
	315	雇用保険率	令和2年度の雇用保険率は、徴収別紙2をご確認ください。	
	347	サイド※4	削除	

労一	396	⑦雇用状況の報告	事務所	事業所
	397	追加	労一別紙1、労一別紙2の追加をお願いします。	

## 第2部 社会保険関係科目

科目	ページ	該当箇所	改正前	改正後
健保	106	追加	健保別紙1の追加をお願いします。	
国年	138	追加	令和2年度の保険料額は、以下により16,540円である。 17,000円×保険料改定率(0.973)=16,540円	
	224	追加	20歳に達したことにより第1号被保険者の資格を取得する場合であって、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により当該第1号被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることにより20歳に達した事実を確認できる第1号被保険者については、資格取得の届出は不要である。	
厚年	340	追加	厚年別紙1の追加をお願いします。	
社一	369	保険料の賦課額(基礎賦課額)	61万円	63万円
	378	読めばわかる!	62万円	64万円

### 労基別紙1

賃金台帳	最後の記入をした日(当該記録に係る賃金の支払期日の方が遅い場合には、当該支払期日)
賃金その他労働関係に関する重要な書類	その完結の日(当該記録に係る賃金の支払期日の方が遅い場合には、当該支払期日)

### 労基別紙2

請求権	起算日	期間
①賃金(退職手当を除く)	これを行使することができる時から	5年(当分の間は3年)
②退職手当		5年
③災害補償その他の請求権(賃金の請求権を除く)		2年

### 労災別紙1

年齢階層区分	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,977円	13,330円
～省略～		
70歳以上	3,970円	13,330円

### 労災別紙2

	支給額の上限	最低保障額
支給対象者1	166,950円	72,990円
支給対象者2	83,480円	36,500円

雇用別紙 1

離職日における年齢	下限	上限
30歳未満	2,500円	13,630円
30歳以上45歳未満		15,140円
45歳以上60歳未満		16,660円
60歳以上65歳未満		15,890円

雇用別紙 2

原則		離職日に60歳以上65歳未満	
賃金日額	基本手当の日額	賃金日額	基本手当の日額
2,500円以上 5,010円未満	賃金日額 ×80/100	2,500円以上 5,010円未満	賃金日額 ×80/100
5,010円以上 12,330円以下	賃金日額 ×80～50/100	5,010円以上 11,090円以下	賃金日額 ×80～45/100
12,330円超	賃金日額 ×50/100	11,090円超	賃金日額 ×45/100

雇用別紙 3

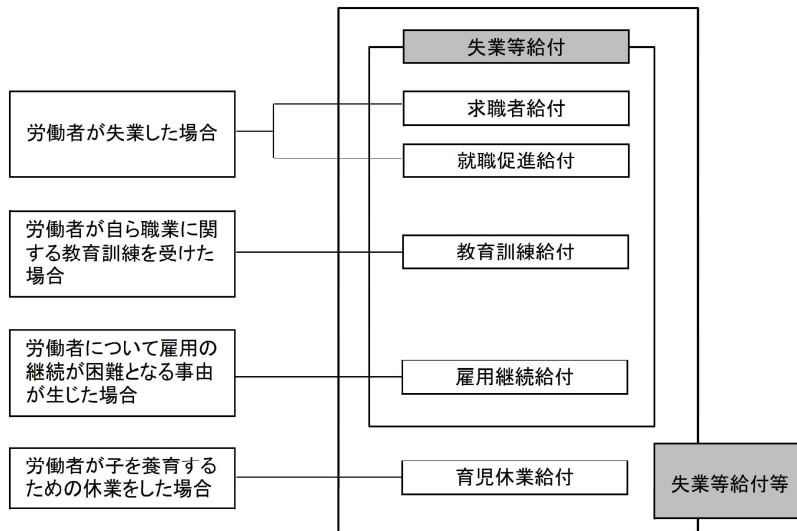
【改正概要】  
健康保険等の適用事務に係る事業主の事務負担の軽減及び利便性の向上のため、健康保険法等に基づく手続のうち、届出契機が同一のものを一つづりとした届出様式（統一様式）を設け、統一様式を用いる場合はワンストップでの届出が可能となるよう届出先の経由規定を設ける等、所要の改正が行われた。（徴収別紙1、健保別紙1、厚年別紙1の改正概要も同様である。）

次の①から⑥の届出にあつては、それぞれ右欄に掲げる経由先を経由して提出することができる。

届出	経由先
①被保険者資格取得届（様式2号）	年金事務所
被保険者資格取得届（様式2号の2）	事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長又は年金事務所
②被保険者資格喪失届	年金事務所
③被保険者転勤届	年金事務所
④事業所の設置・廃止の届出	年金事務所
設置届 →健康保険法の新規適用事業所の届出及び厚生年金保険法の新規適用事業所の届出又は労働保険徴収法の保険関係成立届と併せて提出する場合	事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長又は年金事務所
廃止届 →健康保険法の適用事業所に該当しなくなった場合の届出及び厚生年金保険法の適用事業所に該当しなくなった場合の届出と併せて提出する場合	
⑤事業主の氏名等の変更の届出	年金事務所
⑥代理人の選任・解任の届出	年金事務所

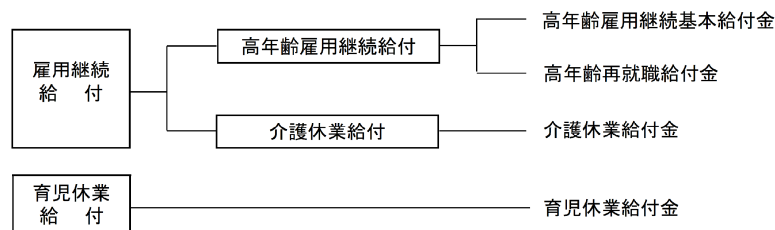
雇用別紙 4

失業等給付等



雇用別紙 5

雇用継続給付・育児休業給付



雇用別紙 6

国庫は、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。）及び雇用継続給付（介護休業給付金に限る。）、育児休業給付並びに職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。

給付の種類	本則	法附則による暫定措置
①求職者給付（②③以外）	1 / 4	左記負担割合の100分の55 ↓ 令和3年度までは 100分の10
②広域延長給付に係る求職者給付	1 / 3	
③日雇労働求職者給付金		
④雇用継続給付	1 / 8	
⑤育児休業給付		
⑥職業訓練受講給付金の支給	1 / 2	

### 徴収別紙 1

#### 年金事務所、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長の經由

一定の事業が行う**概算保険料申告書**（保険関係成立届に併せて、健康保険法及び厚生年金保険法上の「新規適用事業所の届出」又は雇用保険法上の「事業所の設置に係る届書」を提出する場合に、**これらの届書と同時に提出するものに限る。**）の提出は、年金事務所、所轄労働基準監督署長又は**所轄公共職業安定所長**を經由して行うことができる。

（注）継続事業（一元適用事業であって、労働保険事務組合に事務処理委託していないもの）に係る一般保険料について上記の經由が認められる。

### 徴収別紙 2

		雇用保険率	二事業	失業等給付・育児休業給付 ・就職支援法事業	
			事業主負担分		被保険者負担分
一般の事業		9.0/1000	3.0/1000	3.0/1000	3.0/1000
特掲 事業	農林水産業 清酒製造業	11.0/1000	3.0/1000	4.0/1000	4.0/1000
	建設の事業	12.0/1000	4.0/1000	4.0/1000	4.0/1000

### 労一別紙 1

#### 【改正概要】

短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会の確保を支援するため、短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者（特定短時間労働者）を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金を財源とする特例給付金を事業主に支給する仕組みが創設された。

#### ⑩特例給付金（法49条） 重要度 B

特に短い労働時間以外での労働が困難な状態にある対象障害者を**特定短時間労働者**（短時間労働者のうち、1週間の所定労働時間が**10時間以上20時間未満**である者をいう。）として雇い入れる事業主又は対象障害者である特定短時間労働者を雇用する事業主に対して、これらの者の雇入れ又は雇用の継続の促進を図るための**特例給付金**を支給する。

#### 特例給付金の額

常時雇用労働者数	特例給付金の額
100人超	7,000円/人月
100人以下	5,000円/人月

#### 申請・支給の時期

常時雇用労働者数	申請	支給
100人超	翌年度の初日(4/1)から45日以内(注)	申請年度の10月1日から12月31日までの間に行う
100人以下	翌年度の7/31まで(注)	

（注）事業を廃止した場合は、廃止の日から45日以内とする例外がある。

【改正概要】

障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主を認定することとされた。

①基準に適合する事業主の認定（法77条） 重要度B

厚生労働大臣は、その雇用する労働者の数が常時300人以下である事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組に関し、当該取組の実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

1. 表示等（法77条の2）

(1) 上記の認定を受けた事業主（「認定事業主」）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（「商品等」）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

(2) 何人も、上記(1)の規定による場合を除くほか、商品等に上記(1)の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2. 罰則（法86条の4）

上記1(2)の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

健保別紙1

届出の経由

協会が管掌する健康保険の適用事業所の事業主が行う次の①から④の届出（一部省略）にあつては、それぞれ右欄に掲げる経由先を経由して提出することができる。

届出	経由先
① 新規適用事業所の届出 →労働保険徴収法の保険関係成立届又は雇用保険法の事業所の設置に係る届書と併せて提出する場合	所轄労働基準監督署長 又は 所轄公共職業安定所長
② 適用事業所に該当しなくなった場合の届出 →雇用保険法の事業所の廃止に係る届書と併せて提出する場合	所轄公共職業安定所長
③ 被保険者資格取得届	所轄労働基準監督署長 又は 所轄公共職業安定所長
④ 被保険者資格喪失届	所轄公共職業安定所長

厚年別紙 1

届出の経由

次の①から④の届出（一部省略）にあつては、それぞれ右欄に掲げる経由先を経由して提出することができる。

届 出	経 由 先
① 新規適用事業所の届出 →労働保険徴収法の保険関係成立届又は雇用保険法の事業所の設置に係る届書と併せて提出する場合	所轄労働基準監督署長 又は 所轄公共職業安定所長
② 適用事業所に該当しなくなった場合の届出 →雇用保険法の事業所の廃止に係る届書と併せて提出する場合	所轄公共職業安定所長
③ 被保険者資格取得届	所轄労働基準監督署長 又は 所轄公共職業安定所長
④ 被保険者資格喪失届	所轄公共職業安定所長